

告示第 13 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積について、次のとおり廃止する。

なお、この告示は令和 5 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

令和 5 年 3 月 29 日

一宮町農業委員会 会長 峰島 誠



1 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積及び適用区域

市町村名	下限面積	適用区域
一宮町	改正前 30 アール 改正後 廃止	一宮町全域

2 下限面積の廃止理由

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第 5 条の規定により廃止となったため。